

資本等式雑考

西澤 健次

- 1 はじめに
- 2 資本等式に関する問題、現代の諸相
- 3 たとえば、資産除去債務の計上について
- 4 純資産会計
- 5 おわりに
—会計主体論なき会計の展望—

1 はじめに

資本等式ないし資本主理論は、主に1920年代において隆盛した理論であり、動態論の洗礼を受け、その理論を陶冶してきた今日においては、過去の遺物である。ドイツのシェアー、アメリカのハットフィールドという会計の先人によって鼓舞され、後の貸借対照表等式ないし企業主体理論が代替するための敷石のような役割を果たしている。ただ、不思議なことに、フランスは、長らく財産計算の思考を土台にしているにも関わらず、こうした会計等式を会計理論の中心テーマとして論じるという環境はほとんど見当たらない。というのも、そもそも会計等式とは、簿記教育上の説明の道具に過ぎず、会計現象を解き明かすほどの素材ではないと考えるのか、もしくは、財産計算の思考からすると、ごく自然な、いわばあたりまえの等式であり、会計上の問題にならないのかもしれない。別言すると、アメリカや日本のように貸借対照表等式ないし企業主体理論の立場から会計現象を説明するという立場に立つことで、資本等式ないし資本主理論とは、どのような意味があったのかという根本的懐疑心を持たない環境にあるのかもしれない。もっとも日本の研究状況を回覧しても、フランスの状況とたいした違いはない。資本等式とは、先述したように、静態論という過去の原始的な財産計算の理論であり、一般的には、複式簿記機構を説明する骨組にもならず、百年程前の過去の経済事象を説明していた等式に過ぎないと思われる。

しかし、それにもかかわらず、IASB、ASBJなど、新しい静態化の波は止まることはなく、年々、勢いを増してきている。

2 資本等式に関する問題、現代の諸相

原初的な資本等式とは、以下に示すように資産(A)から負債(B)を控除したものが純財産(C)

であるという等式である。この式によれば、資本主は、期末の純財産と期首の純財産を比較することで、利益ないし損失を測定することができる。

$$\text{資産 (A)} - \text{負債 (B)} = \text{期首純財産 (C)}$$

$$\text{資産 (A')} - \text{負債 (B')} = \text{期末純財産 (C')}$$

$$\text{期末純財産 (C')} - \text{期首純財産 (C)} = \text{P (利益)}$$

ここでいう P は、あくまでも資本主の計数管理上の数字であり、何がしかの利害関係者に対して決算報告を行うものではない。あえて言えば、債権者から資金を借り入れていたとすると、債権者に対して資本主の財務状況を見せることができるという性質のものである。受託財産を委託者に報告することであるとする会計責任の考え方からすれば、この原初的な資本等式ないし資本主理論は、いわゆる種々の会計主体理論とは性質を異にしている。ところで、新井清光は、会計学のテキスト「現代会計学」の中で、会計の役割には3つあると記している。

「会計は、主として、①経済活動の合理化手段としての役割、②受託責任の解明手段としての役割、および③財の分配手段としての役割という三つの役割を果たすために行われる¹⁾」

原初的な資本等式ないし資本主理論は、①から③のいずれの役割をも積極的に果たすことは想定されていない。ただ、①経済活動の合理化手段としての役割、あるいは資源を効率的に用いるという趣旨においては、会計の役割を果たしていると言えなくもない。①について、新井は次のように説明している。

「会計は、各経済主体の合理的な管理・運営のために、さらには株主・債権者など企業の利害関係者による効率的な投資や融資など（したがって、資金の適正配分）のために、それぞれ必要な会計情報（しばしば意思決定情報と呼ばれる）を提供する役割をもっている²⁾」

原初的な資本等式ないし資本主理論から進化したと思われる貸借対照表等式ないし企業主体理論では、資産(A) = 他人資本(債権者持分) + 自己資本(株主持分)という等式で表され、企業の財産である資産(A)を、債権者のものと、株主のものに分けて貸方に記すのである。ここでは、出資をする株主と、マネジメントをする経営者が分離し、資金の委託と受託の関係が生まれているので、新井の言う②の受託責任の解明手段としての役割や③財の分配手段としての役割が重要になるのである。企業会計における利害関係者が、ほぼ債権者と株主を指すのは、この等式に負うところも大きい。しかし、②③の役割に比較して、①の役割は、補助的な役割か、もしくは別の次元の役割となるのが、曖昧模糊としているのである。新井の「会計は、もともと、財の管理・運用を委ねられた者がこれを委ねた者に対して、その管理・運用についての報告を行い、その受託責任または会計責任(accountability)を明らかにするための手段として発達してきたのである³⁾」という言葉や、他の会計のテキストを見ても、②の役割が極めて会計

¹ 新井清光『現代会計学〔第四版〕』中央経済社、1998年4ページ。

² 同上、4ページ。

の本質を説明しているように思われる。

しかしながら、ASOBAT を始めとする会計情報の有用性に関する諸理論や、FASB、IASB、ないし、本国の ASBJ の会計基準では、明らかに①を会計の本質として捉え、②を二次的なものとして、会計のあり方を大きく変化させている。例えば、IASB の概念フレームワークの財務諸表の目的パラグラフ 1 2 では、「財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うに当たり、企業の財政状態、経営成績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある⁴」と述べ、さらにパラグラフ 1 4 で、「財務諸表はまた、経営者の受託責任に対する会計責任の結果も表示する。経営者の受託責任又は会計責任を評価したいと望む利用者は、経済的意思決定を行うために、そのような評価を行う。かかる意思決定には、例えば、利用者が企業に対する投資を保有又は売却するかどうか、あるいは経営者を再任又は交替させるかどうかなどがある⁵」とし、受託責任遂行の会計を投資者の意思決定の会計の傘下に入れているのである。

従前より、会計とは、株主のために受託責任を解除するために行うものであるという考え方は、一般的な見方であり、投資者に対する会計を一義的に財務会計の本旨とするコンセンサスは、今のところ、見受けられない。アメリカを発信源とする投資家に対する有用な会計情報の提供ないし意思決定有用性アプローチは、会計理論として見た場合、one of them であり、現在の国際的な潮流として受け止められているにすぎないと思われる。現に、筆者は、意思決定有用性アプローチに基づいて記述された財務会計のテキストを寡聞にして知らない。現在のところ、旧態の企業会計原則で蓄積された動態論の会計思考と、投資者に対する新たな意思決定の会計の関係を会計理論としてどのように位置づけるか混迷している。会計処理などの実務変更の先行は、投資情報並びに現代会計に大きなインパクトを及ぼしている。それに従って、会計理論の整備も望まれるところであるが、こうした会計状況を説明する道具が欠如しているように見える。つまり、動態論の思考に副次的なものとして意思決定有用性アプローチが加わったものと見るか、動態と静態が融合（ハイブリッド）として見るか、有機的な静態論という新たな思考が生まれているものと見るか、もしくは動態を会計の本旨と見て、それらを過渡的な事象と見るか、会計外の事象と見るか、理論家の立場によって異なっているのであって、新たな理論の潮流を探ることが困難な事態に立ち至っている。

要するに、このように錯乱する背景としては、やはり、新井の言う②の会計役割が現代会計の基本として認識されていることによると思われる。株主とは、資本主のことであり、企業形態の変化、株式市場の巨大化によって、企業の経営を携わる者と、単に出資をする者とが分離したにすぎず、本をただせば同一の者である。利害を共有しているという点で、企業の内部者である。分離したという側面を見れば企業の外部者に見えるに過ぎない。株主を企業の内部者として見ると、企業主体理論も、企業というエンティティの資産・負債を主人たる株主に報告していることになり、資本主理論とたいして変わらないと考えることもできる。それに対して、

³ 同上、45 ページ。

⁴ 広瀬義州、間島進吾編『コメンタール国際会計基準 I』税務経理協会、1999 年 51 ページ。

⁵ 同上、51、52 ページ。

投資者は明らかに外部の者である。将来的に当該企業の株式を保有することになれば、株主ないし資本主になるにせよ、いわば不特定多数の人たちである。不特定多数の人たちに会計を行うというのも奇異であるので、会計責任説を会計の本旨とする見方からは会計理論の体もなさがないと思われても致し方のないことである。

3 たとえば、資産除去債務の計上について

2008年3月31日に企業会計基準委員会(ASBJ)により、『資産除去債務に関する会計基準』(企業会計基準第18号)が定められた。この基準は、国際会計基準などの基準の国際的調和の見地から導入されたものである。つまり、株主に対する会計報告というよりも投資情報として、資産・負債を隈なく認識・測定し、表示すること必要性が認識されたからである。投資サービスの情報として、財務諸表の精度を上げ、情報の非対称性を防ぐという点で、資産除去債務に限らず、会計の認識・測定のフレームワークが変化し、今まで認識の枠外にあった事象もさらに増加される一途を辿っている。財務会計とは、単に、財務諸表という決算書の報告をするに止まらず、投資者に対して積極的に財務内容を開示していくものへと変化したのである。財務諸表自体がいわば一つの商品と化した。期間損益計算の観点からすれば、損益計算の残滓が、貸借対照表を構成したが、新たな財産として資産・負債を認識することとなったのである。投資者に対する会計情報の提供として、貸借対照表という名の損益計算の残滓を開示していると、外部者からすれば情報としての意味をなさないからである。

たとえば、資産除去債務を負債に計上を行う際、当面のところ、資産除去費用として資産原価に算入するという両建処理が定められているが、そこで増加した新たな正の財産・負の財産は、投資者に対する財務内容の開示の改善という目的から発露しているものである⁶。つまり、正の財産・負の財産という財の有高を開示し、その純財産を明示するという新たな資本等式がフィードバックしている。2で述べたように、原初的な資本等式には、①経済活動の合理化手段としての役割が少なからずあった。原初的な資本等式という時代においては、環境問題は顕在化せず、資産除去債務などの認識はあるはずもない。しかし、現在のような複雑な経済環境を財務の数値に置き換えることを試みるとするならば、その被写体として、原初的ではない、年金、環境、金融商品、ITといった新たなコンテクストを読む資本等式が姿を現しているように思われる。資産除去債務のように、ある種の資産、例えば、機械装置などを購入すると、それが原因となって人体に危害を加えないようにする除却費用が発生するというのは、二十一世紀の今日において、環境保全という新たなコンテクストを読み取る必要性が生じているからである。資産とは何か、負債とは何かという問題の中には、経営者と投資者の間における新たなコンテクストが発生している。

⁶ 笠井昭次『現代日本会計学説批判Ⅳ』慶應義塾大学出版会、2010年、630-640ページ。

本書において、通説を是認する醍醐聡を批判している。通説の処理に従えば、負債の全貌を示す代わりに資産の会計処理を歪めてしまうことになる。資産除去費用を機械、建物等の資産原価に含めることの論拠が欠落しているのである。国際調和、情報の有用性という観点からの開示であるにせよ、笠井のスタンスによれば、そこにはいかなる合理的根拠も見出せないことになる。

負債の全貌を開示するために、見込みや予測に基づいて資産除去債務を計上すると、機械装置に付随費用としての資産除去費用が加算され、新たな原価が構成されるとみなされることになる。しかし、この費用は、従前から想定されている据付費、搬入費用などとは異なっている。元来、資本的支出とは、資産の価値を増加させるための支出であり、その意味では、笠井が指摘するように、かかる費用を資本的支出である見なすことは困難である。また、資産除去費用は割引現在価値で測定されており、将来の費用が機械装置に関連している。時制の観点からすれば、過去と将来（ないし現在）がミックスされてしまっているのである。ここでは、明確な理論的根拠もなく、ただ、便宜的に合算されてしまっているに過ぎない。もっとも、あるモノに対して、関連しているということと、付随しているということは、厳密に考えれば、異なるので、こうしたケースにおいては、もともと付随費用とみなすことにも問題がありそうである。従って、このような観点からすると、機械装置の原価と資産除去費用は明確に分離すべきだという観点も成り立つ。いわゆる貸借対照表等式（資産の運用形態）の観点からすれば、負債の測定、負債の全貌開示ないし情報の非対称性をなくそうとすることで、非可逆的に資産の測定ないし、会計処理に問題が発生し、混乱するという一面が伺える。

しかし、現行の会計が、そうした旧態の論理ないし観点から離れ、新たなコンテキストを読む、あるいは新たなモデル体系を形作る意図があるとするならば、新たな原価が構成されると捉えることもできよう。通常は、支出した金額を原価と捉えるが、メタ原価、あるいはフィクショナルなものをも含む原価構成というものが、情報としての優位性を持つとすれば、それを開示するという事は資本等式（財産）の観点からは有り得べき情報ともなる。しかしながら、現時点においては、この点は、全くもって不明であるので、借方に現れた資産除去費用が何ものであるか説明されているわけではない。つまり、新たな経済事象を説明するための道具が不足しているのである。

また、一方、こうした費用・収益のゆらぎは、従前からの期間損益計算の在り方にも影響を及ぼす。期間利益とは、企業の継続性を前提にした、とりあえずの、開示目的の利益である。そこに、上述したPが付加されると、ここにもまた同様に異なる性質の利益が混じることになる。あるいは、異なっていないという観点に立つならば、それなりの根拠が必要である⁷。

今後、国際的な流れによって、会計がどのように変化していくは知る由もないが、資産・負債アプローチといった仕掛品のようなアプローチに止まるのではなく、大本の資本等式を捉え直し、理論的整合性を検討することは、今日、重要な課題であるように思われる。つまり、資産・負債アプローチは、現行の会計を発展させ、会計責任を遂行することもあれば、現行の会計を侵食し、歪めてしまう場合もあるからである。

4 純資産会計

伝統的な会計ないしは取得原価主義会計では、周知のように「純資産」という言葉も概念も用いなかった。原因と結果、あるいはコスト・ベネフィットを計算し、資金を投じてくれた者

⁷ ここでは、Pは、包括利益などを指している。

に対して会計を行うという考え方であった。それに対して、今日の純資産会計は、潜在的な投資を考える者に対して、現在のポジションを明らかにしておくことを優先させるので、収益概念よりも資産・負債の会計情報を開示し、その差額の純資産を求めることを本義とするのである。特に、負債の定義は、純資産との明確な区分が必要であることから過去に幾多の試みがなされたが、ASBJ、IASBにおいて一応の区切りが付けられている。上述の資産除去債務（将来債務）の計上は新たな負債の一つであるが、企業の純資産を計算する都合上、派生してきているものとも解釈できる。しかし、いわゆる負債の定義をいかに斟酌しようとも、将来債務を出来得る限り、計上するようになれば、その歯止めはどこに求めるのだろうか。企業を取り巻く不安要因は数知れなく存在し、ポジティブに経済的コンテクストを洗い出していくと、新たな負債は今後も増加の一途を辿ることになるだろう。

つまり、伝統的な会計（旧実践）においては、収益会計がリジッドに捉えられていたために自ずと歯止めのラインが見えていた。それが、今日の純資産会計（新実践）においては、収益が旧態の実現概念の殻を破ることで、収益を生み出す源泉が極めて多様化してきたのである。それがPである。

今日、意思決定有用性という観点から、資産・負債の開示状況から収益・費用の開示状況に至るまで、情報が明瞭化されたというよりも、歯止めをどこに持つかによって開示の匙加減が大きく異なってきているのである。また、意思決定有用性という題目も混乱を招くキーワードである。投資家から多くの資金を調達し、経済的实践に資することが本題であったにもかかわらず企業買収のための純資産会計を行っているのかという疑義も生じる。こうした派生的命題は枚挙に暇がない。純資産を計算するということは、資産マイナス負債であるので、いくら企業主体というエンティティを前面に押し出しそうとしても、資本等式の枠内にある計算構造にすぎず、新たな、あるいは潜在的な資本主のための資本主理論であるとも受け取れるのである。

5 おわりに

—会計主体論なき会計の展望—

原初的な資本主理論のもとで現代の会計が動いているわけではないにせよ、先に見た新井の指摘する3つの会計の役割は、既に、少々、概観したように混沌としてきているように思われる。当初、IFRSは企業主体理論（エンティティ理論）を採用したと報告したが、後に明言を避け、そうした用語を用いないとしている。私見によれば、IFRSが投資家のための会計情報提供を目的とする限り、旧来の会計主体論の枠組みでそのつくりを説明することは不可能であると思われる。どのように見ても、貸借対照表の姿は資本等式ないし資本主理論に依拠しているようにしか見えないからである。IFRSが新たに会計の秩序をつくるとすれば、新たな主体の代替モデルを構築する必要があるだろう。